

少子化対策に関する国際比較研究

分担研究者報告書

分担研究者 伊部 英男

研究の目的

近年のわが国の出生率低下に影響を与えている制度的諸要因が、他の先進国ではどのように評価され、どのような少子化対策がとられているかを国際共同研究を通じて明らかにする。これらを踏まえてわが国の出生率回復に向けての望ましいポリシー・ミックスを提言する。

研究の方法

各国の家族政策、税制、医療・年金、雇用の各分野における諸施策の中で少子化対策と考えられる施策とその効果について、日本にとって何が参考になり、どのような妥当性があるかという観点から国際比較を行う。

1997年度から3年計画で、1年目は文献レビューをもとに国ごとに比較研究すべきテーマの選定と分析の方向性を検討する。2年目以降、国ごとに選定された個別研究テーマについて、当事国の研究者との共同研究を実施し、掘り下げた研究を行う。その際、各施策の実効上の効果や、日本からみて関心の高い論点に焦点を当てた分析を行う。

結果及び考察

1. 家族政策

- (1) 児童養育家庭に対する所得保障（児童手当、児童扶養控除、児童税額控除、など）は今後の少子化対策の重要な課題の一つである。児童養育家庭に対する所得保障の国際比較の結果、日本の児童手当の規模はヨーロッパ諸国に比べて極端に小さい。その原因は例外的に厳しい受給資格要件（年齢上限と所得制限）にある。
- (2) 平均的勤労者世帯における児童扶養に対する公的支援（児童手当及び税制による控除）の給付価値はほとんどのOECD諸国で手取り年収の8～18%に達しているが、日本では約2%で児童手当のないアメリカの3.5%より低かった。
- (3) アメリカやイギリスでは福祉改革との関連で児童養育家庭に対する税額控除を導入しようとしている。ドイツでは1996年税制改正で児童手当と児童扶養控除をい

ずれも所得税法による単一システムへと改めた。

- (4)先進諸国の子育て支援策をみると、子育てを「社会的なもの」として家庭外保育施設に重点を置く考え方（例：スウェーデン）と、育児休業制度の拡充（期間、所得保障）に重点を置く考え方（例：ドイツ）の2つがある。ドイツでは子育ては基本的に家庭で行うものという根強い社会規範があり、そのため子育てと女性就労の両立への施策として育児休暇の期間延長が行われている。
- (5)日本の家族関連支出（対GDP比）は他の4か国に比べて1桁小さく、日本の社会環境は女性の就業と子育ての両立が困難な状況にある。

2. 税制

- (1)税制からみた少子化対策としてはフランスの制度が最も注目される。所得税課税におけるN分N乗方式、子育て費用を多岐にわたって保障する家族手当、その家族手当の財源確保のための目的税創設などが、その政策を支える柱となっている。一方、少子化対策や家族政策に積極的姿勢をとっているスウェーデンの場合は、所得税の人的控除や特別措置を通じて少子化対策を行うという直接の意図はみられず、公的支出を充実させるという方向で制度整備が進んでいる。
- (2)アメリカやドイツの場合も所得税制に少子化対策や家族政策という観点はみられず、子育てに関する過重な負担をいかに緩和するかという観点から制度が設計されている。その際、ドイツでは、あらゆる階層に対して子どもの最低生活をいかに保障するかが問題関心であり、アメリカの場合は、中間層の教育費負担増軽減が主要な関心事となっている。こうした育児、教育費に関する負担軽減の配慮が、結果として少子化対策としての効果をもつ。

3. 社会保険

- (1)TFR（暦年）でみようとコウホート別累積出生率でみようと、出生率が低い国は20歳代の出生率が低いためである。出生率回復の観点からは女性の20～34歳が最重要年齢層となる。
- (2)少子化対策という観点から社会保障負担をみると、税と社会保険料のどちらに比重を置いているか、社会保険料負担にどの程度の所得再分配が組み込まれているか、家族の人数と医療保険料や患者の一部負担との関係、などが注目される。社会保障全体の財源構成をみると、税中心のイギリス、スウェーデンと社会保険料中心のフランス、ドイツ、日本に分かれる。社会保険料のウェイトはイギリス37%、スウェーデン44%、アメリカ57%、日本68%、ドイツ70%、フランス76%の順に高かった。
- (3)社会保険料の負担は日本、ドイツ、イギリス、アメリカで労使折半である（労災保険や児童手当は事業主が100%負担）が、フランスは事業主の負担割合が高く、スウェーデンでも被保険者負担が導入されている。フランスは医療保険制度の財

源（被保険者負担分）を賃金ベースの保険料から全所得をベースとした保険料に移行する計画を実施中である。

- (4)年金保険の中にみられる少子化対策としては育児期間を加入期間とみなす仕組みが代表的な例であり、医療保険の中には傷病手当金や出産給付に少子化対策と考えられる施策がみられる。

4. 雇用

- (1)少子化対策の観点から雇用システムそのものを見直すとの問題意識から、日本とEU4ヶ国との間で雇用・賃金データの国際比較を試みた。まず年齢別賃金プロフィールを、為替の絶対水準で比較したところ、我が国の若年層における賃金購買力がフランスなどと比べて必ずしも高くない事実を統計的に見出した。
- (2)また年齢が高くなるとともに、各国とも勤続年数の男女格差が拡大するが、フランスについてはその差は大きくない。パートタイム労働者の賃金とフルタイム労働者の賃金の格差は、日本が飛び抜けて大きくなっている。

結論

家族政策では特にフランスやスウェーデンの施策が、税制では特にフランスやアメリカの施策が参考になることがわかった。いずれの国でも直接的な対策だけでは効果があまりない、若しくは持続しないとみられており、総合的な少子化対策が求められている。今後、各施策の実行上の効果や日本にとっての妥当性などを掘り下げて研究することが必要である。

各国の少子化対策

1998. 3. 23

	France	Germany	Sweden	UK	USA
少子化への対応	・極めて熱心	・熱心 ・少子化の背景は日本と類似	・極めて熱心	・人口政策なし ・出生率は比較的安定	・関心なし ・ベビーブーマー対策に熱心
TFRの動向	・長期的にゆるやかに低下。 1980年1.95、85年1.81、90年1.78 95年1.70、96年1.72	・1985年に1.28 1990年(1.48) 以降ゆるやかに低下。1996年1.30	・1990年の2.13をピークに再び低下。1996年1.6、97年1.53	・90年代はゆるやかに低下。 1996年 1.75	・90年代も2.0以上で推移
家族政策	・充実した家族給付 ・家庭外保育	・児童手当(75)	・児童手当(48) ・保育サービス(77) ・子育ての社会化	・貧困層に焦点	・子育ては個人的責任
社会保険	・一般社会福祉税(CSG, 91) ・給付は出生促進的	・児童養育期間	・親保険(74)		
税制	・所得税N分N乗方式	・児童控除(92) ・税制改革法(96)	・夫婦分離課税(71)	・個人単位課税(90)	・児童扶養控除
雇用	・育児休業	・育児休業	・両親休暇法	・出産休暇	・家族及び医療休暇法(FMLA)
その他	・出生促進主義的：家族給付と税制を重視 ・家族政策の種類は多いが、効果は中程度。出生率を下支え	・家族政策の有効性に対する評価は低い ・公的保育サービスは貧弱 ・根強い性別役割規範	・1980年代後半のTFR上昇はスト・ファミリーによる影響か ・女性の社会参加と育児の両立を重視	・子ども2人規範 ・マスコミの影響 ・10歳代の出生率がヨーロッパで7、8、9、10に次いで高い	・クリントン大統領のChild Care(98) "marriage tax"



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



結論

家族政策では特にフランスやスウェーデンの施策が、税制では特にフランスやアメリカの施策が参考になることがわかった。いずれの国でも直接的な対策だけでは効果があまりない、若しくは持続しないとみられており、総合的な少子化対策が求められている。今後、各施設の実行上の効果や日本にとっての妥当性などを掘り下げて研究することが必要である。